



タックスアップデート

税関

2020年8月のタックス・アップデートの概要は以下の通りです。

- ▶ 税関支援に関するベトナム・米国間協定の計画
- ▶ 欧州委員会による、ベトナムの特恵関税制度（GSP）におけるREXコードの登録を2020年12月31日までの延長の承認
- ▶ 特恵関税制度（GSP）とベトナム・ユーロ間自由貿易協定（EVFTA）の適用の選択
- ▶ 関税総局から最近発行されたオフィシャルレターを下記に抜粋いたします。
 - ▶ 様々な自由貿易協定に基づく原産地証明書（C/O）の有効性を確認するウェブサイトについて
 - ▶ 海外から保税倉庫に入庫したあと国内に輸入される製品について、非加工証明（CNM）の発行プロセスがまだ規定されていないことについて
 - ▶ 包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）に基づいた原産地証明書の修正と交換について
 - ▶ 税管理法38/2019 / QH14号（法律第38）が有効となった後の税金還付に関する種々の問題処理について
 - ▶ 輸出加工企業（EPE）を設立する際の税関による検査・監査の条件について
 - ▶ 2020年の通関後検査（CPA）およびCOVID-19流行時の税関支援計画について

税関支援に関するベトナム・米国間協定の計画を承認する、2020年7月17日付で首相府より出された決定書第1047/ QD-Ttg号

税関支援協定は二国間協定であり、税関管理当局により実施されます。協定は脱税、密輸、マネーロンダリング、テロ関連活動を防止するために、情報交換と税関法順守支援のための法的基盤を提供します。本協定は、今後出される情報共有協定の基礎の役割も果たします。

2020年5月20日から有効となった税関支援に関するベトナム・米国間協定を実施するために、首相府は実施計画を承認しました。その中で、財務省は、下記の重要なタスクを実施する責任を負います。

- ▶ 優先対象となる商品の選定において、米国と協力をし、重要な論点として相談・情報共有します。（例えば、原産国詐欺または違法な積替えのリスクが高い商品、通関管理政策、通関における技術など）
- ▶ 協定を実施するにあたり、ベトナム国内関連機関の間に入って調整を行います。
- ▶ 関係者に協定を広めるための宣伝活動を実施します。

特惠関税制度（GSP）において、2020年12月31日までにベトナムのREXコードの更新をすること

ベトナムから欧州連合に輸出される商品について、GSPに基づく優遇関税を適用するために、ベトナムの輸出業者は認定された組織でREXコードを登録し、GSPに従い原産地を証明する必要があります。REXが登録されている場合、欧州連合税関は原産地証明書（C/OフォームA）を否認します。REXコードの登録は、2020年6月30日までに完了する必要があります。

2020年7月21日付のオフィシャルレター0770 / XNK-XXHH号によると、商工省（MOIT）に所属する輸出入部署は、COVID-19によるパンデミックの影響により、2020年7月20日に欧州委員会がベトナムに対して2020年12月31日までGSPにおけるREXコードの更新を承認すると通知しました。その情報は[欧州委員会のウェブサイト](#)で公開されています。

この延長により、認定された組織は、条件を満たす場合、欧州連合に輸出される商品に対して引き続きC/OフォームAを発行しています。ただし、GSPの優遇関税を適用し続けるために、各企業は積極的にREXコードの登録をできる限り迅速に完了する必要があります。

特惠関税制度（GSP）かベトナムと欧州間の自由貿易協定（EVFTA）かいずれかの適用の選択

EVFTAは2020年8月1日から発効となりましたが、以下の通り簡約された欧州委員会の通知に記載されている通り、ベトナムでは2022年12月31日の終わりまで特惠税制度（GSP）が適用されます。

この特定のケースでは、管理と統計に一貫性を持たせるため、ベトナムは2022年12月31日までGSPの恩恵を維持します。

2年5ヶ月の間、GSPとEVFTAが並行して適用され、輸出者と輸入者はどちらの方式を適用するかを決定することができます。例えば、輸出者は期間の最初にGSPを適用し続けることを決めた場合、GSPの具体的な規則を遵守し、一方で貿易協定の規則を遵守しないという選択ができます。

ベトナム企業は、自社の特定のケースを検討し、欧州のビジネスパートナーと話し合っ、適用すべき、好ましいまたは最も適切な方法を決定する必要があります。

関税総局からの注意すべきオフィシャルレター:

▶ **原産地証明（C/O）について、複数の自由貿易協定における有効性が確認できるウェブサイト**

2020年5月29日付のオフィシャルレター3480 / TCHQ-GSQL号では、税関総局はベトナムの地方税関局や輸入者が、複数の自由貿易協定におけるC/Oの有効性を確認するために、協定参加国のウェブサイトをいくつか紹介しています。（例）ASEAN物品貿易協定（ATIGA）によりインドネシアとマレーシアが発行したC/OフォームD、ASEANとインドの貿易協定によりインドが発行したC/OフォームAI、ASEANと中国の自由貿易地域（ACFTA）により中国が発行したC/OフォームE。

▶ **海外から保税倉庫に入庫したあと国内に輸入される製品について、非加工証明（CNM）の発行プロセスが未規定**

非加工証明（CNM）は、商品の輸送途中に加工などの変更がないことの証明を目的としています。商品の原産地証明についての政令31/2018 / ND-CP号（政令31）により、CNMは、商品が海外から保税倉庫に輸入され、次に（i）再輸出される、又は（ii）国内に持ち込まれる場合に、最初に発行された原産地証明書に基づき発行されます。

政令31は現在、ケース (i) に対してCNMを発行する手順のみを定めています。ケース (ii) の場合、政令31は、商工省 (MOIT) が財務省 (MOF) 協力して実施すると規定しています。

これまでのところ、ベトナムの保税倉庫に入庫し、その後国内に持ち込まれる外国製品のCNMを発行する手順に関する案内はなく、そのため、税関が関連書類 (最初の原産地証明書等) を確認するための根拠がありません。2020年7月7日付のオフィシャルレター4564 / TCHQ-GSQL号により、税関総局ははある特定の企業に、この問題については商工省に直接連絡するよう指示しました。

従って、保税倉庫を通して国内に輸入される商品にCNMを使用する場合は、逐次最新情報を確認するか、または主体的に商工省に連絡して、問題について意見を求める必要があります。

▶ **環太平洋パートナーシップ協定 (CPTPP) に基づいた生産地証明書の修正と交換について**

CPTPPの原産地証明書に問題がある場合、2020年7月8日付のオフィシャルレター4581 / TCHQ-GSQL号に基づき、税関総局は、以下のいずれかの対応をするよう地方税務局に指示しました。

- ▶ 商品の原産地証明書を発行した輸出者が直接商品の原産地証明書の誤りを訂正し、訂正した部分について原産地証明書に確認サインを行います。
- ▶ 商品の原産地証明書を発行した輸出者が新しい原産地証明書を発行し、新しい原産地証明書に再発給である旨記載します。

▶ **税管理法38/2019 / QH14号 (法律38) が有効となった後の税金還付についての種々の問題処理について**

2020年7月1日から有効となった税管理法38号の指針となる法令と通達は現時点でまだありません。そのため、地方税関局は、税金還付について税関総局に質問を送りました。2020年7月9日付のオフィシャルレター4606/TCHQ-TXNKにより税関総局はそれらの質問について以下の通り回答しています。

- ▶ 法律38に従うと、各還付案件における初回の還付申請は、還付前に監査が実施されます。還付申請書類を税関に提出する際、税関から以前に税金還付をされたことの証明

書類を提示するよう求められます。（税務局からの証明書類は含まれません）会社が証明書類を提出しなければ、当該申請は初回還付申請だと認識されるため、還付前に監査が入ります。

- ▶ 還付書類を受け取ってから3営業日以内に税関局は書類の分類分けを行い、書類を受理するか、または追加書類の依頼がある場合はその会社に通知を行います。税金還付書類の処理期間は40営業日（還付前監査対象となった場合）、または6営業日（監査前還付対象となった場合）です。
- ▶ 法律38によりますと、財務省の省長は、税金・遅延利息・過払い罰金の還付についての権限および手続きを規定する責任があります。税関総局は、過払い金の払い戻しについての権限と手続きについて、通達38/2015/TT-BTC号の131条、132条と、通達39/2018/TT-BTC号の1条の64項、65項の案内に基づくと案内しています。

▶ **輸出加工企業（EPE）を設立する際の税関による検査・監査の条件について**

税関総局は2020年6月9日付のオフィシャルレター3778 / TCHQ-GSQL号と2020年6月11日付のオフィシャルレター3874 / TCHQ-GSQL号を発行し、政府が発行した2018年5月22日付の法令82/2018 / ND-CP号の30条により規定した輸出加工企業（EPE）と認められる条件の検査、確認方法について地方税関局及び企業への案内を行いました。

これらのオフィシャルレターでは、税関総局は以下のように案内を行っています。

- ▶ 工場、生産拠点の建設が完了し、営業活動開始の準備ができているEPE企業について、税関局は下記の内容を確認します。
 - ▶ EPE企業のエリアと外部エリアを隔てる頑丈な塀が周囲にあること
 - ▶ 商品の出入がはっきり見える監視カメラシステムがあること。画像はいつでも利用可能であり、画像のデータは少なくとも12ヶ月間は企業に保管すること。カメラシステムは、税関当局に直接接続されていること。
 - ▶ 輸出品を生産するために輸入された資材や支給品を管理するシステムによって、資材、原材料、商品の出入在庫データが出力でき、税関局に年度末レポートを行うこと。

- ▶ 工場の建設が完了していない、または計画段階中（投資登録証明書の申請段階）のEPE企業に対する規定は未だ不明確なため、税関総局はより高い権限を持つ部署に報告を行っています。

各企業は、自社に問題解決のためには積極的に税関総局に連絡をとる必要があります。

- ▶ **2020年の通関後監査(CPA)およびCOVID-19流行時の税関支援計画について**

2020年6月30日付のオフィシャルレター4397/TCHQ-GSQL号により、税関総局は以下の決定を行いました。

- ▶ 税関局は、2020年に予定されていた監査・検査を停止するべきである。その代わり、明確な違反の兆候があるケースのみに集中する。
- ▶ 同様に、税関局は法律違反の兆候を示す年度末レポートのみを確認する。その他のレポートは、リスク管理の原則に基づいて扱う。
- ▶ 2020年6月19日、税関総局は行政改革を促進し、COVID-19流行中および流行後の企業による商品輸出入の活動を支援する行動計画について、決定書1616 / QD-TCHQ号を発行した。

Contact

Please contact the below EY professionals for more information on this update or the Tax & Advisory Services.

Ha Noi Office

Huong Vu | Partner, Hanoi Tax Leader
huong.vu@vn.ey.com

Tram Van Bui | Director
tram.van.bui@vn.ey.com

Hung Khang Le | Director
hung.khanh.le@vn.ey.com

Japanese Business Services
Junichi Harada | Associate Director
junichi.harada@vn.ey.com

Korean Business Services
Kyung Hoon Han | Associate Director
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh Office

Robert King | Partner, Indochina Tax Leader
robert.m.king@vn.ey.com

Anh Tuan Thach | Partner
anh.tuan.thach@vn.ey.com

Japanese Business Services
Takahisa Onose | Partner
takahisa.onose@vn.ey.com

Korean Business Services
Cheon Ju Lee | Director
cheon.ju.lee@vn.ey.com

Chinese Business Services
Owen Tsao | Director
owen.tsao@vn.ey.com

For more Tax and Law updates and related materials, please visit:
https://www.ey.com/en_vn/tax/tax-and-law-updates

EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2020 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.
All Rights Reserved.

APAC No. 16180801
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as legal, accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/en_vn | ey.com/vi_vn